

林業後継者育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業後継者育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、林業後継者を育成し、確保するために必要な補助金を交付することにより、その資質の向上と林業経営に対する意欲の喚起を図り、もって本市林業の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業という。」）は、鳥取県林業後継者育成事業費補助金交付要綱（平成11年9月1日付け林第299号鳥取県農林水産部長通知）別表に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う林業を行う林業者で組織する団体とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業に要する経費に10分の6を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数は切捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。